

対日直接投資促進のための中長期戦略検討ワーキング・グループの設置(案)

令和 2 年 7 月 2 8 日
対日直接投資推進会議決定

1. 趣旨

2021 年以降も対日直接投資を継続的に促進していくため、「対日直接投資促進のための中長期戦略 2021」策定に向けた方針(令和 2 年 7 月 2 8 日 対日直接投資推進会議決定、以下「策定方針」という)に則り、

- (1)これまで講じてきた施策の総点検を実施すること、
- (2)策定方針に記載されている「2. 対日直接投資を取り巻く足下の状況と対応の方向性」や(1)の総点検の結果を踏まえ、対日直接投資推進会議において、「対日直接投資促進のための中長期戦略 2021」を策定し、経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)及び成長戦略に反映すること、

について、具体的な検討を行うため、対日直接投資促進のための中長期戦略検討ワーキング・グループ(以下「ワーキング・グループ」という。)を開催する。なお、ワーキング・グループでは、短期的に関係省庁が取り組むべき事項についても、必要に応じて検討を行う。

2. 構成

- (1)ワーキング・グループの構成員は、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)が指名する者とする。
- (2)構成員は、その指名に係る当該特定の専門的事項に関する調査が終了したときは、その任期が終了するものとする。
- (3)ワーキング・グループの座長は、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)が指名する者とする。
- (4)ワーキング・グループには、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 庶務

ワーキング・グループの庶務は、経済産業省等の関係府省庁の協力を得て、内閣府政策統括官(経済財政運営担当)において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関する事項その他必要な事項は、ワーキング・グループで定める。